

議案第 89 号

小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例の制定の請求を令和 7 年 11 月 20 日に受理したので、同条第 3 項の規定により意見を付けて付議する。

令和 7 年 11 月 28 日 提 出

小 山 町 長 込 山 正 秀

小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、小山町営温水プール建設に関して、事業に対する住民の意思を町政に反映させ、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成させるため、小山町営温水プール建設に対する町民の意向を把握するために、住民による投票（以下「住民投票」という。）を実施する。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の交付の日から起算して40日を経過する日までの間において町長が定める日曜日とする。

2 町長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示日前日現在において、本町の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本町の長の選挙の投票区及び開票区とする。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日に、自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票することができない。

4 投票人は、投票所において、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に○の記号を自ら記載し、これを投票箱に入れなければならない。

(点字投票等)

第8条 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところに

より、点字投票することができる。

2 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載できない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にとっては、同条第2項から第4項まで及び第10条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

（投票用紙の様式）

第9条 投票用紙は、別記様式のとおりとする。

（無効投票）

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（1）所定の投票用紙を用いないもの

（2）○以外の記号を記載したもの

（3）○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれにも記載したもの

（4）○の記号を自ら記載しないもの

（5）○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれかに対して○の記号が不明瞭なものの

（情報の提供）

第11条 町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町営温水プール建設事業に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するようにしなければならない。

（投票の促進）

第12条 町長は、投票資格者の10分の4以上の投票を目指し、本条例制定請求者と協議して、住民投票公報を作成し全世帯に配布するほか、広報、掲示板その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めなければならない。

（投票運動）

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、その運動は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第137条（買収及び利害誘導の禁止）から第148条

(文書図画の頒布等の禁止)までの規定を準用し、投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第14条 町長は、住民投票の結果が確定したときは、投票率にかかわらず、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定により行われる本町の議会の議員又は長の選挙の例による。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、本条例制定請求者を加えて協議し、規則として定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○ ^{まる} を記載 ^{きさい} する欄 ^{らん}	小山町営温水プール建設について	令和 年執行
賛成 ^{さんせい} する	反対 ^{はんたい} する	選 ^{せん} 択 ^{たく} 肢 ^し		

印

<注 意>
1 小山町営温水プール建設について、あなたが良いと思う選^{せん}択^{たく}肢^しの○をつける欄に○を記載してください。
2 ○のほかは、何も書かないでください。

備考

- 1 投票用紙は、片面印刷の方法により調製する。
- 2 投票用紙は、色紙を用い、又は色刷りとすることができる
- 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とすることができる。

意 見

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、小山町営温水プール建設の賛否を問う住民投票条例の制定の請求がありましたので、同条第3項の規定により、意見を付します。

1 当該請求について

本件は、地方自治法に規定されている有権者14,027人（令和7年9月1日時点）の50分の1である281人を上回る1,761人の連署により請求されたものであり、法律に則った適切な請求であります。

2 経緯

現在、町内小学校5校に設置された既存の屋外プールは老朽化が著しく、漏水や機械設備の故障などが発生しています。また天候に左右されることで小学校の水泳授業の実施率が計画の半分に留まる学校もあるなど、教育環境上の課題を抱えていました。

さらに、町民の健康増進に関する調査から、運動習慣が少ないという課題が明らかになり、町民が気軽に利用できるスポーツ環境の整備が課題の1つとなっていました。

これらの課題を解決するため、既存の屋外プール5箇所を集約し、通年利用が可能な屋内プールを整備する方針を決定しました。これにより、安定した水泳授業の実施と、新たなスポーツ環境の充実、町民の健康増進が図られます。

令和6年2月以降、町民への説明会、意見交換会を開催して、整備施設の基本計画案をはじめとするさまざまな情報を複数回提供し、議会に対してはプロポーザルによる事業者募集の考え方などについて説明を重ねました。

本件施設の整備にあたり、令和7年4月から造成設計に着手し、同年6月には「小山町温水プール整備・運営事業」の公募型プロポーザルを実施しました。選定委員会を経て、同年7月に臼幸産業（株）他3社の事業者グループが優先交渉権者として選定され、同年8月に協定を締結しました。造成工事は、令和7年9月に指名競争入札を行い、議会9月定例会において工事請負契約の締結について承認されました。

工事スケジュールは、造成工事を令和7年9月から令和8年6月まで、その後、本体の建設工事を令和8年6月から令和9年中までで予定しております。

3 住民投票条例案の問題点

(1) 第4条（住民投票の期日）

条例案第4条（住民投票の期日）において、住民投票は本条例公布の日から40日以内に実施することとしているが、条例施行規則の制定等の準備を勘案すると、40日を超える相当な期間が必要であります。

(2) 第17条（委任）

条例案第17条（委任）において、「この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、本条例制定請求者を加えて協議し、規則として定める。」とあります。地方自治法第15条第1項には、「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と規定されています。したがって規則の制定は、町長にその権限があります。

(3) 附則第2項（この条例の失効）

附則第2項（この条例の失効）において、「この条例は投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力を失う。」とされているが、90日の根拠が不明確であります。

4 結論

私は、本条例の制定に「反対」します。

憲法では、地方公共団体に長と、議事機関としての議会を置き、長と議会議員は住民が、直接これを選挙すると定められています。そして地方自治法では、それを受けて、長と議会が住民を代表し、それぞれの権限と責任により行政を運営する間接民主主義が定められています。

条例制定請求をはじめとする直接請求は、間接民主主義の補完的制度として、広く住民の総意を的確に把握するために定められている制度です。

本事業に関し、令和5年度一般会計補正予算第9号では分筆等に関する予算を、令和6年度一般会計当初予算では基本計画策定委託業務を、令和6年度一般会計補正予算第2号では用地測量設計業務に関する予算を、令和7年度一般会計当初予算ではプール整備事業に係る令和7年度から令和9年度までの継続費の設定に関する予算について、議会で承認をいただきました。また、令和7・8年度小山町温水プール造成工事に係る工事請負契約締結につきましても、本年9月議会で承認をいただいております。

よって、承認された事項に基づき、責任をもって実施することが町長としての責務であると考えておりますので、本事業に関し、住民投票を行う必要はないと考えております。

町議会におかれましては、厳正なる御審議と適切な御判断をいただきますようお願い申し上げます。